

職場のトラブル解決 労働委員会が、お手伝いします！

労働者個人と使用者（事業主）との間の労働条件やその他の労働関係に関するトラブルを解決するため、労働委員会では、**無料**、**秘密厳守**で、次の業務を行っています。
労働者と使用者どちらの方も、御利用いただけます。

労働相談

次のようなことでお困りでは、ありませんか？

- 解雇、配置転換、懲戒処分など人事に関すること
- 賃金未払、解雇予告手当など賃金等に関すること
- 労働時間、年次有給休暇など労働条件等に関すること
- パワハラ、嫌がらせなど職場の人間関係に関すること

まずは、お気軽に、御相談ください！

面談相談

相談専用の個室で行いますので、人目を気にせず、落ち着いて相談できます。
「就業規則」、「労働条件通知書」など関係する書類等をお持ちいただくとスムーズに相談が進みます。

電話相談

「労働委員会まで、相談に行くのは大変。」「まずは電話で気軽に相談してみたい。」という方は、電話相談を御利用ください。

解決

他機関紹介

あっせん利用

あっせん

「あっせん」は、職場において、労働者個人と、使用者（事業主）との間で、労働に関するトラブルが発生し、当事者間の話し合いで解決が困難な場合に、**労働委員会が**、その**解決のお手伝い**をする制度です。

あっせんでは、**公益委員**（弁護士・大学教授等）、**労働者委員**（労働組合役員等）、**使用者委員**（会社経営者等）の**三者**による**あっせん委員**が、それぞれの立場から、労働者と使用者の**双方の主張**をお聴きして、**歩み寄りによる円満な解決**を図ります。

＜あっせんの主な流れ＞



●あっせんでは、「譲り合いの精神」が、大切です。

あっせん委員は、双方の主張を聴いて歩み寄りを図りますが、合意を強制するものではありません。あっせんの場では、お互いに誠意を持って話し合いを進め、譲るべきは譲るという姿勢で臨んでください。

●あっせんは、「非公開」で行います。

あっせんは、当事者の個人情報の保護等に配慮し、非公開で行います。また、あっせんにおける発言や提出された資料など、秘密は、固く守ります。